

令和元年度 第1回 浜松市総合教育会議 次第

日時：令和元年 7月12日(金) 10:00～

場所：庁議室

1 開会

2 市長あいさつ

3 令和元年度の協議事項など 資料 1

4 協議事項

(1) 教育委員会・学校の児童虐待に対する対応について 資料 2

(2) 教育推進大綱の見直しの検討について 資料 3～5

5 閉会

令和元年度の協議事項などについて

回	日時等	協議事項
1	7月12日(金) 午前10時～ 庁議室	(1) 教育委員会・学校の児童虐待に対する対応について 【主な論点】 ○ 児童生徒や保護者への相談窓口の周知・対応について ○ 相談対応体制の充実及び地域との連携について ○ 教職員のスキル向上と対応フロー等の整備について (2) 教育推進大綱の見直しの検討について
2	12月17日(火) 午後3時～ 庁議室	(1) 教職員の人材確保等について (2) その他 ※教育推進大綱を見直す場合は、大綱修正案の 了承・決定

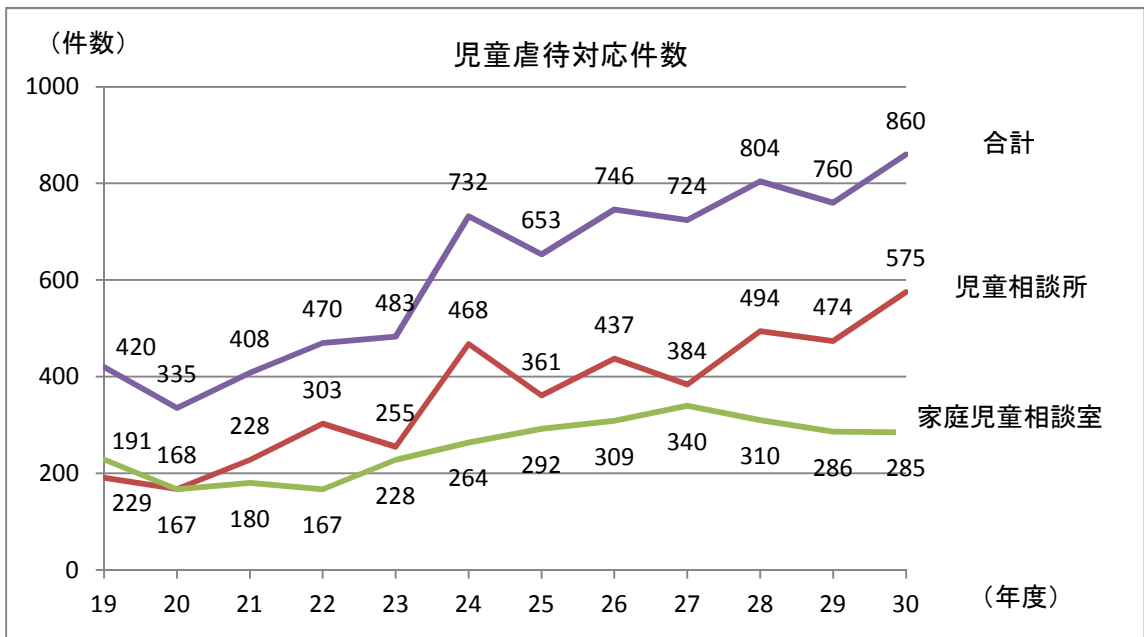
※現時点の内容であり、今後の状況により変更になる場合があります。

教育委員会・学校の児童虐待に対する対応について

1 現状・背景

(1) 児童虐待対応件数

- ・児童相談所及び家庭児童相談室が対応した虐待相談件数は増加傾向にある。
- ・被虐待児の年齢別状況は、小中学生が全体の53%を占めている。



(2) 児童虐待の主な原因

- ア 愛情の不足：多くの保護者は、子供時代に大人から愛情を受けていない
- イ ストレス：経済不安や夫婦不和、育児負担が重なり危機的状況にある
- ウ 孤立：社会的に孤立し、援助者がいない
- エ 親にとって意に添わない子：望まぬ妊娠、育てにくい子、愛着形成阻害

(3) 児童虐待の未然防止・早期発見のための取組

- ア 学校
 - ・日常の観察による児童生徒、保護者、家庭状況の把握。
 - ・児童生徒及び保護者の悩みや不安の相談に対応。
- イ 教育委員会
 - ・スクールソーシャルワーカー(以下、SSW)やスクールカウンセラー(以下、SC)を学校へ配置・派遣し、相談体制を構築。
 - ・教育総合支援センターに心理専門相談員を配置し、子供や保護者からの相談に対応。
 - ・教職員に対する研修の実施。

(4) 児童虐待発生時のチーム(学校)としての対応 別紙1

- ア 児童虐待対応フローに基づき、速やかに関係機関へ通告・連携するとともに、教育委員会と情報共有。
- イ 要保護児童対策地域協議会において、継続した支援が必要な児童に対する援助方針について関係機関との連携体制を構築。

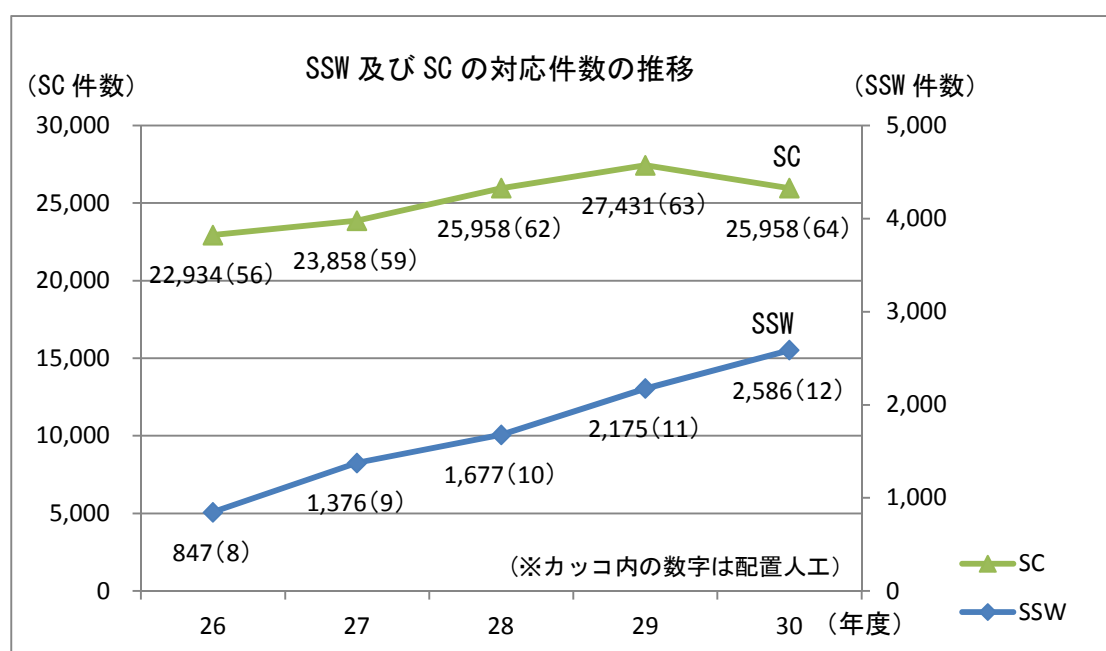
2 課題

(1) 児童生徒や保護者の悩みや不安に対する相談へのためらい

- ア 児童生徒：保護者の存在が大きく、虐待について相談することにためらいや不安がある。
- イ 保護者：子育ての悩みや不安を相談できず一人で抱えていることが多い。

(2) 複数かつ複雑化する相談への対応

- ア SSW・SC：対応件数が年々増加しており、複数かつ複雑な相談内容に対応しなければならない状況にある。



(3) 児童虐待に対応する教職員の経験・認識の差

- ア 教職員は虐待を発見しやすい立場にあるが、虐待発見のポイントや発見後の対応、通報を要する状況判断など、教職員の認識や経験による差が大きい。
- イ 通告することにより、保護者との信頼関係を危惧する教職員の懸念。

3 講演

スクールソーシャルワーカーの活動について 別紙2

指導課 SSW スーパーバイザー 平川悦子さん

4 論点

(1) 児童生徒や保護者への相談窓口の周知・対応について

ア 未然防止や早期発見・対応に向けた児童生徒に対する教育や啓発

【現状】

- ・他者への暴力に対する内容を中心とした人権教育を道徳等において実施。
- ・法務局等が作成したリーフレット等を年1回配付し、人権相談窓口を周知。
(人権110番・SOS-eメール・SOSミニレター)
- ・福祉関係機関への通告の理解を求める通知を年1回配付し、学校の取組を保護者に周知。

イ 子育てに悩む保護者の心情や背景に寄り添う相談窓口の周知

【現状】

- ・市HPや相談機関一覧を配架するなど、多種多様な子育ての相談窓口を周知。
(教育総合支援センター、家庭児童相談室、児童家庭支援センター、児童相談所等)
- ・必要に応じてSSWやSCからの支援が受けられることを伝え、拠点校から派遣。

(2) 相談対応体制の充実及び地域との連携について

ア 切れ目ない相談対応体制の整備

【現状】

- ・SSW及びSCを拠点校に配置。(令和元年度:SSW 12人工、SC 66人工)
- ・学校の連絡会等において、学校医や校区内就学前施設等と年1~2回程度、情報共有の場を設定。

(3) 教職員のスキル向上と対応フロー等の整備について

ア 虐待のサインを発見し、早期に子供の安全を確保するための研修の実施・充実

【現状】

- ・学校からの要望に応じて、児童相談所が研修会を実施。
- ・教頭を対象とした重点研修等において、研修内容の一部として児童虐待対応にかかる研修を実施。
- ・生徒指導主事・主任を対象とした児童虐待対応にかかる研修を実施。
- ・各種研修会、校内研修へSSWを講師派遣。

イ 子供や家庭の様子から、緊急の対応を要するものなど、判断できるフロー等の整備

【現状】

- ・「学校における虐待対応フロー(教育委員会作成)」を各学校に配付し、児童虐待発生時の対応を周知。
- ・「(学齢版)子供を虐待から守る手引き(子育て支援課作成)」を各学校に1部配付し、虐待の発見のチェックポイント等を周知。

児童虐待対応フロー

発生予防等

- ・子供や保護者への相談窓口の周知、相談対応
- ・児童虐待未然防止のための教育、啓発活動
- ・研修の実施、充実等

早期発見

- ・日常の観察による子供、保護者、家庭状況の把握
- ・健康診断、教育相談及びアンケートの実施など

虐待の疑い

- ・子供、保護者からの訴え
- ・教職員(学級担任、養護教諭等)による日常観察
- ・学校医及び歯科医からの連絡
- ・他の保護者、放課後児童会等からの連絡

直ちに管理職へ報告・相談

チーム(学校)としての早期対応

(チーム)管理職、養護教諭、生徒指導担当、学級担任、学年主任、SSW、SC等により情報共有及び対応検討

(判断の基準)

- 継続的な医療が必要な外傷
- 脱水症状・栄養不足のための衰弱
- 性的虐待が疑われる
- 子供が保護を求めている など

- 言葉による脅かし
- 外傷が残るほどでない暴力
- 不衛生な状態
- 戸外に締め出される など

緊急性あり

緊急性なし
虐待が疑われる

通告

相談・通告

連絡

児童相談所

緊急かつ専門的対応
★通告ダイヤル「189」

警察

各所管
警察署

各区社会福祉課(家庭児童相談室)

児童家庭に対する実情把握及び
相談対応、関係機関との連絡調整
※重篤事案や専門的対応が必要な
場合は、児童相談所へ連絡

(通告後、48時間以内対応※児相のみ) 安全確認、情報収集、調査

(必要に応じて) 一時保護(一時保護所など)

調査継続

関係機関との情報交換、連絡調整を行う

※SSWの支援

情報
提供

援助方針の決定

(必要に応じて) 施設入所や里親委託

在宅での支援(登校)

学校

子供や保護者の様子
等、状況の把握

- ・支援が必要な児童生徒について、月に一度出欠状況等の報告
- ・連続7日以上欠席した場合は、情報提供

学校

教育委員会

- ・学校が児相等へ通告・通報したことを情報共有
- ・要保護児童対策地域協議会への出席

SSWから見た学校の児童虐待対応 ～困難と可能性～

教育委員会指導課SSWスーパーバイザー
平川悦子

1 児童虐待に対する対応の難しさ

(1) 学校と保護者との関係性

・学校は、保護者との『協力関係』を大切にするため、『信頼関係』を優先しがちである。

(2) 学校が果たしてきた役割

・学校に対する周囲の期待は大きく、これまで多くの役割を担ってきた自負があり、『関係機関と連携することにためらいがある。

(3) 多忙な学校の現状

・日々の授業に加え、多くの業務を抱えながら、突発的な出来事に対応している。
・虐待を発見する感度を高めることは必要だが、対応件数はさらに増えることになる。

2 学校が直面している困難は「発生時対応」だけにとどまらない

学校は、様々な状況に置かれた子供が複数在籍しており、『それぞれの事情に応じた見守りが期待されている。』

- (1) 要保護児童対策地域協議会で進行管理中のケース
- (2) 介入が終了した後のケース
- (3) 介入には至らないケース

3 虐待の未然防止に資する学校の可能性

SSWは、『日頃から教職員と協働して以下の指導・支援に取り組み、虐待の発生予防や深刻化の防止につながる支援を行う。』

(1) 適切なアセスメント

・子供の気になる様子、問題行動など、虐待や虐待的なしつけ、ネグレクトの信号を見落とさない。

(2) 支援機関等との連携

・日頃から支援機関や地域と連携し、子供や家庭とつながる。

(3) 切れ目ない継続的な支援

・就学前の支援（児童相談所、家庭児童相談室、地区保健師等）及び学年、校種を跨いだ支援を引継ぎ、切れ目ない継続的な支援を行う。

(4) 潜在的な要支援保護者等へのアウトリーチ

・虐待リスクを抱えた保護者、支援に無関心な保護者とも関わりを持つ。

(5) 子供との信頼関係の構築

・子供が『信頼できる大人』と出会い、『適切な関わり方を学ぶ』ことにより、『将来の負の連鎖を断つ支援』を行う。

教育推進大綱の見直しの検討について

教育推進大綱について、現大綱の対象期間（平成 27 年度～令和元年度）が終期を迎えることから、見直しの検討を行うもの。

1 現大綱の策定経緯

- ・ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地方教育行政法）の改正（平成 27 年 4 月 1 日施行）により、地方公共団体の長は、総合教育会議での協議を経て、大綱を定めることとされた。
- ・ 平成 27 年度第 1 回及び第 2 回総合教育会議で大綱の形式、内容について協議。
（主な意見）
 - 第 3 次浜松市教育総合計画の理念を盛り込む
 - 具体的な内容より、普遍的な理念・理想とする
 - 5 年で一度見直し、特に変更する必要がなければそのまま継続する
- ・ 上記を踏まえ、第 3 回総合教育会議で大綱（期間：平成 27 年度～令和元年度）を策定。**資料 4**

2 検討にあたってのポイント

- （1）地方教育行政法第 1 条の 3 で、地方公共団体の長は、教育基本法に規定する国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、大綱を定めるとされている。
- （2）大綱に係る個別計画である第 3 次浜松市教育総合計画（基本構想：平成 27 年度～令和 6 年度）については、現在、国の第 3 期教育振興基本計画や新学習指導要領、前期計画までの現状や課題を踏まえ、後期計画（令和 2～6 年度）の策定を進めている。**資料 5**

浜松市教育推進大綱

浜松市は、県庁所在地や大都市近郊でない地方都市が、ものづくりを始めとした民間の力を中心に自立的な発展を遂げ、政令指定都市の仲間入りを果たした全国でも類いまれな都市です。その原動力は、何事にも果敢に挑戦する「やらまいか精神」という本市の伝統的な進取の気性です。

この「やらまいか精神」を未来へつなぐために、市民が一丸となって、子どもたちが社会を生き抜く資質や能力を育むとともに、生涯にわたって夢と希望を持ち、その実現のために大志を抱き、果敢に挑戦し続けるひとづくりに取り組みます。

市民協働によるひとづくり

- ♪ 園・学校と家庭、地域、市民活動団体、企業、大学などとの協働により市民総がかりで子どもの教育に取り組み、子どもの学びの機会と場を拡充します。
- ♪ 市民主体の学習活動を拡大しネットワーク化することで、子どもも大人も共に学び、成長を続けることができる仕組みづくりを行います。

子どもの学びと育ちを支える環境づくり

- ♪ 今後ますます進展するグローバル化、情報化などの社会環境の変化に対応する力を伸ばす教育を推進します。
- ♪ 不登校、外国籍、障がいのある子ども、経済的に恵まれない子どもへの支援体制を強化するとともに、互いの個性を認め合い、心の通い合う人間関係を築き、いじめをしない、許さない子どもを育てます。

創造性があふれるまちづくり

- ♪ 誰もが学びのきっかけとなる楽しみや生きがいを見つけ、その成果が地域に還元され、豊かな社会を創造する力となるよう、音楽を中心とした芸術や、広大な市域に広がる多様な伝統文化などに触れる生涯学習の機会を創出します。
- ♪ 互いの文化や価値観を認め合い尊重しながら活発に交流する多文化共生のまちづくりを進めます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項に規定する大綱を上記のとおり定める。
平成 27 年 11 月 19 日

浜松市長 鈴木 康友



第3次浜松市教育総合計画 はままつ人づくり未来プラン<基本構想：平成27年度～令和6年度> 後期計画（令和2年度～令和6年度）概要（案）

資料5

浜松市未来ビジョン 都市の将来像

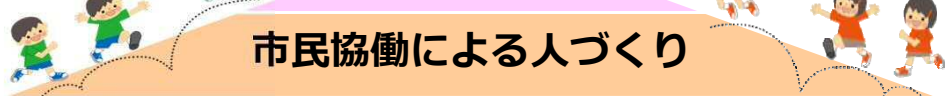
市民協働で築く「未来へかがやく創造都市・浜松」

浜松市教育推進大綱

市民協働による人づくり
子供の学びと育ちを育てる環境づくり
創造性があふれるまちづくり

教育理念

未来創造への人づくり



市民協働による人づくり

【後期計画の方針】

【方針1】
子供の「生きる力」を
育む教育の充実

【方針2】
魅力ある教育を
支える環境の整備

目指す子供の姿

自分らしさを大切にする子供
・夢と希望を持ち続ける子供
・これからの社会を生き抜く
ための資質・能力を育む子供

【方針3】
子供の育ちを支える
家庭や地域との
連携・協働

自分らしい生き方を実現するための キャリア教育の推進

教育をめぐる現状

- ・知識基盤社会
- ・産業構造、就職構造の変化
人口減少・高齢化、技術革新、
グローバル化、子供の貧困、
地域間格差等
- ・持続可能な社会の確立
- ・情報化の進展
- ・教職員の多忙化

本市の現状・課題
(前期計画の取組から)

- ・キャリア教育、市民協働(コミュニティ・
スクール)、教育の情報化の取組推進
- ・教職員の資質・能力の向上
- ・学校における働き方改革の推進



第3期教育振興基本計画
(基本方針)

- ・夢と志を持ち、可能性に挑戦するために
必要となる力の育成
- ・社会の持続的な発展を牽引するための
多様な力の育成
- ・生涯学び、活躍できる環境整備
- ・誰もが社会の担い手となるための学びの
セーフティネットの構築
- ・教育政策推進のための基盤整備

学習指導要領

- ・社会に開かれた教育課程
- ・生きる力の育成(確かな学力、豊かな心、
健やかな体の育成)
- ・資質・能力の三つの柱(「知識及び技能」、
「思考力、判断力、表現力等」、「学びに
向かう力、人間性等」)
- ・主体的・対話的で深い学び
- ・カリキュラム・マネジメント



7つの政策

【方針1】子供の「生きる力」を育む教育の充実

政策1	政策2	政策3
夢と希望を持ち 続ける子供を 育てます	これからの社会を 生き抜くための 資質・能力を育む 子供を育てます	自分らしさを 大切にする子供を 育てます

【方針2】魅力ある教育を支える環境の整備

政策4	政策5	政策6
一人一人の可能性を 引き出し伸ばします	園・学校や教職員の 力を向上させます	子供の生活や学び を支える教育環境 づくりを進めます

【方針3】子供の育ちを支える
家庭や地域との連携・協働

政策7
家庭や地域の力を 生かした取組を推進 します

重点的に推進する施策

- ★夢と希望を育む施策(施策1-1)
- ★豊かな情操を育む施策(施策2-7)
- ★社会的・職業的自立に向けた教育を充実させるための施策(施策3-1)
- ★障がいのある子供支援充実のための施策(施策4-4)
- ★教職員の資質・能力の向上のための施策(施策5-1)
- ★地域とともにある園・学校づくりのための施策(コミュニティ・スクール)(施策7-2)
- ★これからの時代に必要な学力を育てる施策(施策2-1)
- ★健やかな体と体力を育む施策(施策2-8)
- ★教育の情報化へ対応する施策(施策2-3)
- ★幼児教育充実のための施策(施策2-10)
- ★不登校の子供支援充実のための施策(施策4-3)
- ★外国につながる子供支援充実のための施策(施策4-5)
- ★学校における働き方改革のための施策(施策6-3)



第3次浜松市教育総合計画 はままつ人づくり未来プラン<基本構想：平成27年度～令和6年度>
後期計画（令和2年度～令和6年度）概要（案）



★重点的に推進する施策

浜松市
未来ビジョン
都市の将来像

市民協働で築く「未来へかがやく創造都市・浜松」

教育理念

市民協働による人づくり
未来創造への人づくり

目指す子供の姿

夢と希望を持ち続ける子供

これからの社会を生き抜くための
資質・能力を育む子供

自分らしさを大切にする子供

自分らしい生き方を実現するための
キャリア教育の推進

【方針1】

子供の「生きる力」を育む
教育の充実

政策1

夢と希望を持ち続ける子供を育てます

政策2

これからの社会を生き抜くための
資質・能力を育む子供を育てます

政策3

自分らしさを大切にする子供を育てます

- 1-1 夢と希望を育む施策 ★
- 1-2 12年間の学びや育ちをつなぐ施策

- 2-1 これからの時代に必要な学力を育てる施策 ★
- 2-2 グローバル化へ対応する施策
- 2-3 教育の情報化へ対応する施策 ★
- 2-4 理数教育の充実を図る施策
- 2-5 持続可能な社会実現のための施策
- 2-6 自他を大切にすることを育む施策
- 2-7 豊かな情操を育む施策 ★
- 2-8 健やかな体と体力を育む施策 ★
- 2-9 安全・安心を保障する施策
- 2-10 幼児教育充実のための施策 ★

- 3-1 社会的・職業的自立に向けた教育を充実させるための施策 ★

【方針2】

魅力ある教育を支える環境の整備

政策4

一人一人の可能性を引き出し伸ばします

政策5

園・学校や教職員の力を向上させます

政策6

子供の生活や学びを支える教育環境
づくりを進めます

- 4-1 子供の得意を伸ばすための施策
- 4-2 教育相談体制充実のための施策
- 4-3 不登校の子供支援充実のための施策 ★
- 4-4 障がいのある子供支援充実のための施策 ★
- 4-5 外国につながる子供支援充実のための施策 ★

- 5-1 教職員の資質・能力向上のための施策 ★
- 5-2 園・学校が課題を把握し克服するための施策

- 6-1 安全・安心を保障する環境整備の施策
- 6-2 教職員の配置・採用の適正化と充実のための施策
- 6-3 学校における働き方改革のための施策 ★
- 6-4 教育の機会均等を進める施策
- 6-5 よりよい学校の姿を探る施策

【方針3】

子供の育ちを支える
家庭や地域との
連携・協働

政策7

家庭や地域の力を生かした取組を
推進します

- 7-1 家庭や地域の教育力向上のための施策
- 7-2 地域とともにある園・学校づくりのための施策★
(コミュニティ・スクール)